

# 紀北地域森林計画書

(紀北森林計画区)

計画期間 自 平成 2 9 年 4 月 1 日  
至 平成 3 9 年 3 月 31 日

(平成 3 0 年 2 月変更)

和 歌 山 県



## 紀北森林計画区

当該地域森林計画の変更は、平成30年4月1日にその効力を生ずるものとする。

### 1 「第1 計画の対象とする森林の区域」の一部を次のとおり変更する

(単位 面積：h a)

区 分	面 積	備 考	
総 数	62,430	△ 24 ha	
市 町 村 別 内 訳	和歌山市	6,183	△ 17 ha
	海南市	3,888	
	橋本市	7,140	△ 2 ha
	紀の川市	10,396	△ 3 ha
	岩出市	1,370	△ 2 ha
	紀美野町	9,655	
	かつらぎ町	9,871	△ 0 ha
	九度山町	3,234	△ 0 ha
	高野町	10,693	

備考の数値は、変更前の対象森林面積に対する増減を示す。

- (注) 1. 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
2. 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項に基づく林地の開発行為の許可制、同第10条の7の2第1項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出制及び同第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。
3. 森林計画図は和歌山県庁、海草振興局、那賀振興局及び伊都振興局に備え付け閲覧に供する。